

## 平成 29 年度 査察の概要

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

昨今の経済取引の広域化、国際化及び ICT 化等により、脱税の手段・方法が複雑・巧妙化している中で、国税査察官は、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者の告発に努めています。

### 1 査察調査の概要

#### 【平成 29 年度の取組】

平成 29 年度においては、消費税の輸出免税制度などを利用した消費税受還付事案や自己の所得を秘匿し申告を行わない無申告ほ脱事案に積極的に取り組み、過去 5 年間で最も多くの告発を行いました。

また、国際事案や太陽光発電関連事案など近年の社会情勢に即した事案に対しても積極的に取り組み、多数の事案を告発しました。

#### 【平成 29 年度の査察事績】

##### ○ 着手・処理・告発件数、告発率

平成 29 年度において査察調査に着手した件数は、174 件でした。

平成 29 年度以前に調査着手した査察事案について、平成 29 年度中に処理（検察庁への告発の可否を判断し処理）した件数は 163 件、そのうち検察庁に告発した件数は 113 件であり、告発率は 69.3% でした。

##### ○ 脱税額

平成 29 年度に処理した査察事案に係る脱税額は総額で 135 億円、そのうち告発分は 100 億円でした。

告発した事案 1 件当たりの脱税額は 89 百万円でした。

##### ○ 業種

平成 29 年度に告発した査察事案で多かった業種は、「建設業」が 26 件、「不動産業」が 10 件でした。

#### 【査察事件の一審判決の状況】

平成 29 年度中に一審判決が言い渡された件数は 143 件であり、全てに有罪判決が出され、そのうち実刑判決が 8 人に出されました。

実刑判決のうち最も重いものは、査察事件単独に係るものでは過去最高の懲役 7 年 6 月でした。

## 2 社会的波及効果の高い事案への取組

平成 29 年度においては、現下の経済社会情勢を踏まえて、特に、消費税受還付事案、無申告ほ脱事案、国際事案、近年の経済社会情勢に即した事案等の社会的波及効果の高い事案に積極的に取り組みました。

### (1) 消費税受還付事案

消費税受還付事案については、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高いものであることから、積極的に取り組みました。

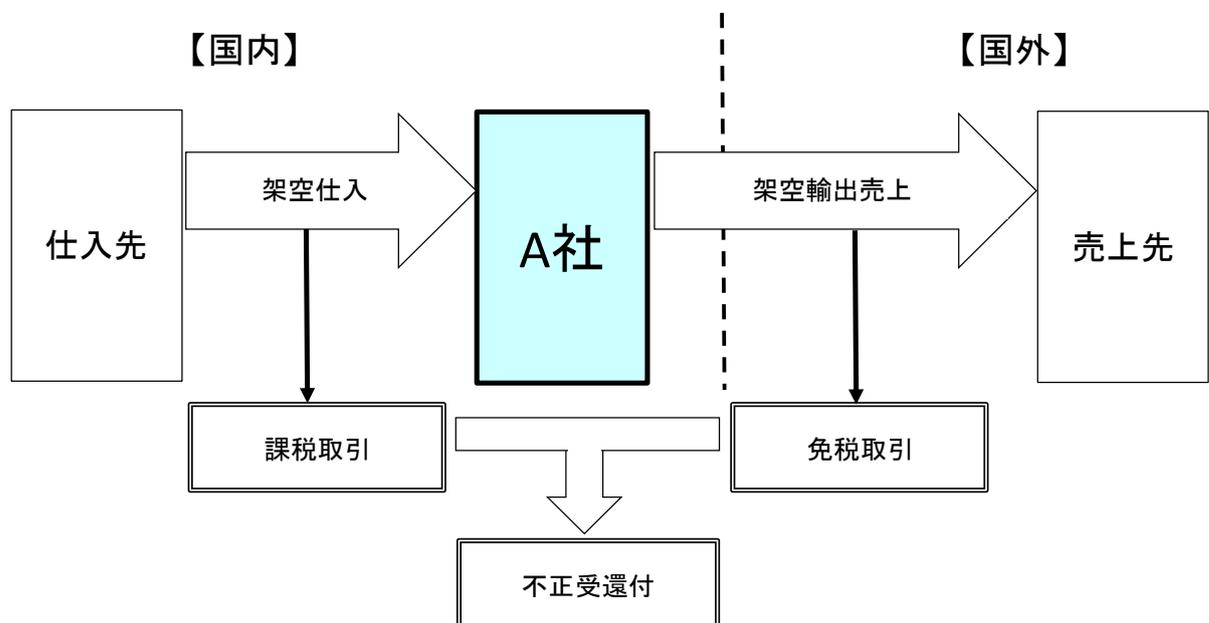
平成 29 年度の消費税受還付事案の告発件数は 12 件でした。

| 年度   | 平成<br>25 | 26     | 27     | 28      | 29      |
|------|----------|--------|--------|---------|---------|
| 告発件数 | 件<br>8   | 件<br>5 | 件<br>6 | 件<br>11 | 件<br>12 |

(注) 消費税受還付事案は、ほ脱犯との併合事案を含む。

#### 【平成 29 年度告発事例（消費税の輸出免税制度を利用して不正に還付を受けていたもの）】

A 社は、化粧品等の輸出等を行う会社ですが、取引事実が無いにもかかわらず、国内の業者からの架空仕入（課税取引）及び国外の業者への架空輸出売上（免税取引）を計上する方法により、不正に多額の消費税の還付を受けていました。



(注) 事業者が国内で商品を仕入れる際には消費税が課されます（課税取引）が、国外に商品を販売（輸出）する際には消費税が免除（免税取引）されることから、事業者は消費税の申告を行うことで仕入に係る消費税の還付を受けることができます。

## (2) 無申告ほ脱事案

無申告ほ脱事案については、申告納税制度の根幹を揺るがすものであることから積極的に取り組みました。

平成 29 年度の無申告ほ脱事案の告発件数は 21 件でした。

また、平成 23 年度に創設された単純無申告ほ脱犯を適用した事案は 8 件ありました。

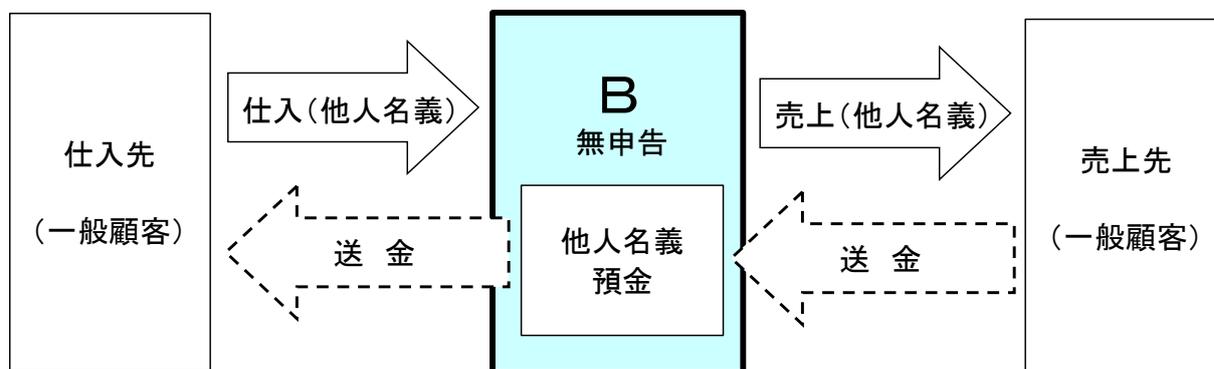
| 年度   | 平成<br>25   | 26         | 27         | 28         | 29         |
|------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 告発件数 | 内0<br>14 件 | 内2<br>11 件 | 内1<br>13 件 | 内6<br>17 件 | 内8<br>21 件 |

(注) 件数欄の内書きは、単純無申告ほ脱事案の件数である。

### 【平成 29 年度告発事例】

B は、インターネットを利用しコンサートチケット等の販売を行う者ですが、他人名義でコンサートチケット等の仕入及び販売を行うとともに、売上代金を他人名義の預金口座に送金させるなどの方法により所得を秘匿し、所得税の申告を行わず多額の所得税を免れ、不正資金を現金で留保するほか、高級外車の取得費用に充てていました。

本事例では、デジタルフォレンジックツールを使用して、メールアドレスなどを把握し、事業実態等の解明をすることができました。



## (3) 国際事案

国税庁では、国際課税への取組を重要な課題と位置付けており、査察部門においても、国外取引を利用した悪質・巧妙な不正を行っている国際事案に積極的に取り組みました。

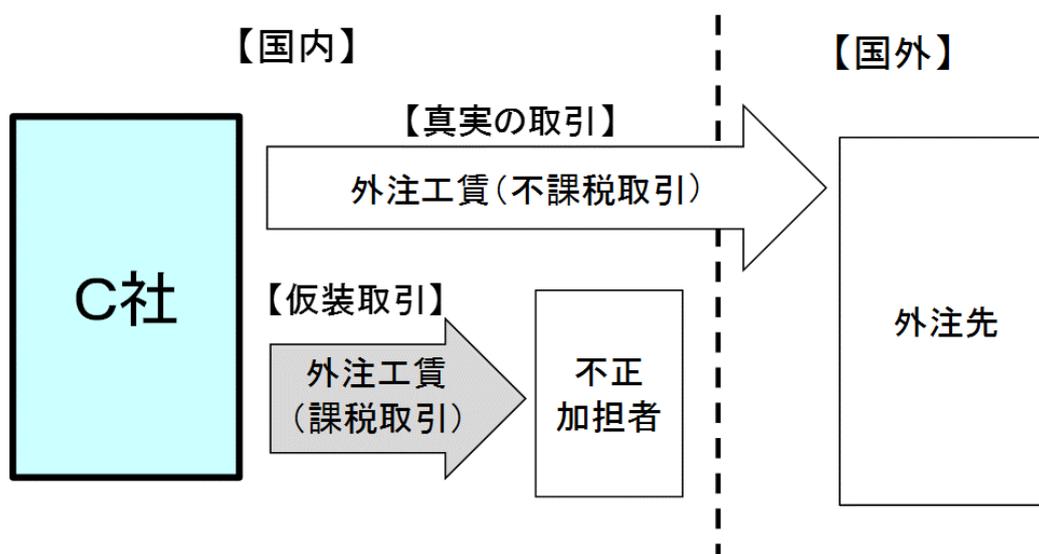
平成 29 年度の国際事案の告発件数は 15 件でした。

国際事案では、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換制度を活用しました。

| 年度   | 平成<br>25 | 26      | 27      | 28      | 29      |
|------|----------|---------|---------|---------|---------|
| 告発件数 | 16<br>件  | 21<br>件 | 28<br>件 | 21<br>件 | 15<br>件 |

#### 【平成 29 年度告発事例】

C社は、工業製品のデザイン等を行う会社ですが、国外の外注先に対する外注工賃（不課税取引）を、国内の不正加担先に対する外注工賃（課税取引）に仮装する方法により、不正に多額の消費税を免れるとともに、消費税の還付を受けていました。



(注) 事業者が国外で行う取引には消費税が課されません（不課税取引）。

#### (4) 近年の経済社会情勢に即した事案

近年の経済社会情勢に即し、急速に市場が拡大する分野などにおいて、悪質な脱税が多数みられ、それらの事案に対して積極的に取り組みました。

##### イ 太陽光発電関連事案

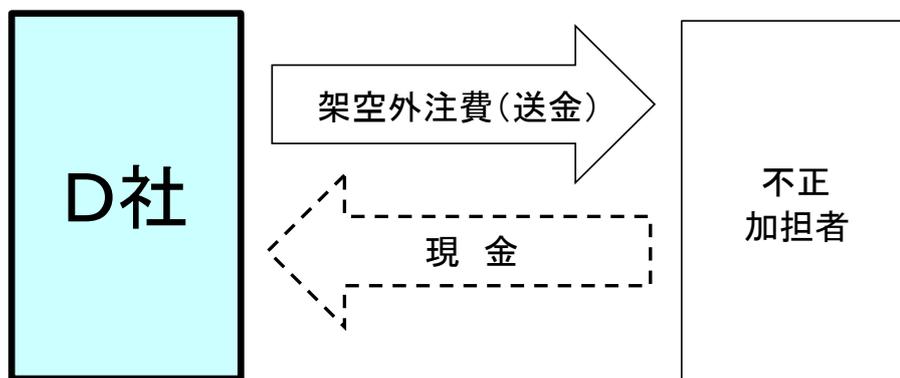
再生可能エネルギー固定価格買取制度の導入により、市場が急速に拡大した太陽光発電事業に係る脱税が多数ありました。

平成 29 年度の太陽光発電関連事案の告発件数は 7 件でした。

| 年度   | 平成<br>25 | 26 | 27     | 28      | 29     |
|------|----------|----|--------|---------|--------|
| 告発件数 | —        | —  | 2<br>件 | 10<br>件 | 7<br>件 |

### 【平成 29 年度告発事例】

D社は、太陽光発電システムの販売を行う会社ですが、不正加担者に対する架空外注費を計上し送金後、不正加担者から現金を戻させるなどの方法により、所得を過少に申告して多額の法人税を免れ、不正資金をD社の出資金や代表者の自宅取得費用に充てていました。



#### □ 上記以外の近年の経済社会情勢に即した事案

- 震災復興関連事案（東日本大震災からの復興に向けた経済活動に伴う脱税）
- スーパーコンピュータの開発等を行う法人の脱税
- インターネットを利用したカウンセリング・セミナーなどを行う個人の脱税

### 3 不正資金の留保状況及び隠匿場所

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金、有価証券として留保されていたほか、居宅や太陽光発電所、高級外車、高級腕時計の取得費用、特殊関係人への援助資金、ギャンブル等の遊興費などに充てられていた事例もみられました。

また、不正資金の一部が、国外の預金口座で留保されるほか、国外のカジノでの遊興に費消されていた事例がありました。

脱税によって得た不正資金の隠匿場所は様々でしたが、

- 居宅物置の床下収納に設置した金庫の中
- 居宅階段下のカバーに覆われた金庫の中
- 居宅寝室クローゼットの中の靴箱及びトランクの中

に現金を隠していた事例などがありました。

#### 4 査察事件の一審判決の状況

平成 29 年度中に一審判決が言い渡された件数は 143 件であり、全てに有罪判決が出され、そのうち実刑判決が 8 人に出されました。実刑判決のうち最も重いものは、査察事件単独に係るものでは過去最高の懲役 7 年 6 月でした。

##### 【平成 29 年度中に実刑判決（懲役 7 年 6 月）が出された事例】

E は、実質経営する会社 3 社において、グループ会社の在庫商品である高級腕時計を利用し、腕時計を何度も国内と国外で循環させる方法により、架空の国内仕入（課税取引）及び架空の輸出売上（免税取引）を計上し、不正に多額の消費税の還付を受けていました。

E は、これらの会社及び関係会社の消費税法及び地方税法違反の罪で、懲役 7 年 6 月の実刑判決を受けました。

#### 5 査察部門の今後の取組

平成 30 年度においては、査察制度の一罰百戒の効果が最大限に発揮できるよう、現下の経済社会情勢を踏まえ、特に、

- 消費税受還付事案
- 無申告ほ脱事案
- 国際事案

のほか、社会的関心が高く、近年の経済社会情勢に即した分野で、悪質な脱税が伏在する可能性の高い事案など、社会的波及効果が高いと見込まれる事案の積極的な着手・処理に取り組むこととします。

## 6 参考計表

### (1) 着手・処理・告発件数、告発率の状況

| 項目       | 年度       |       |       |       |       |
|----------|----------|-------|-------|-------|-------|
|          | 平成<br>25 | 26    | 27    | 28    | 29    |
| 着手件数     | 185件     | 194件  | 189件  | 178件  | 174件  |
| 処理件数(A)  | 185      | 180   | 181   | 193   | 163   |
| 告発件数(B)  | 118      | 112   | 115   | 132   | 113   |
| 告発率(B/A) | 63.8%    | 62.2% | 63.5% | 68.4% | 69.3% |

### (2) 脱税額の状況

| 項目      | 年度        |           |           |           |           |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|         | 平成<br>25  | 26        | 27        | 28        | 29        |
| 総額      | 14,458百万円 | 14,975百万円 | 13,841百万円 | 16,106百万円 | 13,509百万円 |
| 同上1件当たり | 78        | 83        | 76        | 83        | 83        |
| 告発分     | 11,731    | 12,346    | 11,204    | 12,692    | 10,001    |
| 同上1件当たり | 99        | 110       | 97        | 96        | 89        |

(注) 脱税額には加算税額を含む。

### (3) 税目別告発事案の推移

#### イ 税目別の告発件数

| 区分    | 平成25     |     | 26       |     | 27       |     | 28        |     | 29        |     |
|-------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|-----------|-----|-----------|-----|
|       | 件数       | 割合  | 件数       | 割合  | 件数       | 割合  | 件数        | 割合  | 件数        | 割合  |
| 所得税   | 18件      | 15% | 18件      | 16% | 25件      | 22% | 27件       | 20% | 19件       | 16% |
| 法人税   | 64       | 54  | 69       | 61  | 69       | 60  | 79        | 60  | 61        | 54  |
| 相続税   | 6        | 5   | 2        | 2   | 5        | 4   | 2         | 2   | 3         | 3   |
| 消費税   | 内8<br>16 | 14  | 内5<br>13 | 12  | 内6<br>12 | 10  | 内11<br>23 | 17  | 内12<br>27 | 24  |
| 源泉所得税 | 14       | 12  | 10       | 9   | 4        | 4   | 1         | 1   | 3         | 3   |
| 合計    | 118      | 100 | 112      | 100 | 115      | 100 | 132       | 100 | 113       | 100 |

(注) 消費税の内書は消費税受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む）の告発件数である。

□ 税目別の脱税額

| 年度<br>区分 | 平成25         |         | 26            |         | 27            |         | 28              |         | 29              |         |
|----------|--------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|-----------------|---------|-----------------|---------|
|          | 脱税額          | 割合      | 脱税額           | 割合      | 脱税額           | 割合      | 脱税額             | 割合      | 脱税額             | 割合      |
| 所得税      | 百万円<br>2,027 | %<br>17 | 百万円<br>1,829  | %<br>15 | 百万円<br>3,092  | %<br>28 | 百万円<br>2,282    | %<br>18 | 百万円<br>1,950    | %<br>20 |
| 法人税      | 5,354        | 46      | 7,534         | 61      | 5,687         | 51      | 6,503           | 51      | 5,645           | 56      |
| 相続税      | 1,923        | 16      | 487           | 4       | 1,090         | 10      | 482             | 4       | 387             | 4       |
| 消費税      | 内298<br>911  | 8       | 内458<br>1,130 | 9       | 内699<br>1,049 | 9       | 内2,733<br>3,379 | 26      | 内1,140<br>1,768 | 18      |
| 源泉所得税    | 1,516        | 13      | 1,366         | 11      | 286           | 2       | 46              | 1       | 251             | 2       |
| 合計       | 11,731       | 100     | 12,346        | 100     | 11,204        | 100     | 12,692          | 100     | 10,001          | 100     |

(注1) 脱税額には加算税額を含む。

(注2) 消費税の内書は消費税受還付事案(ほ脱犯との併合事案を含む)の脱税額である。

(4) 告発の多かった業種

| 平成27   |    | 28      |    | 29   |    |
|--------|----|---------|----|------|----|
| 業種     | 者数 | 業種      | 者数 | 業種   | 者数 |
| 建設業    | 15 | 建設業     | 30 | 建設業  | 26 |
| 不動産業   | 12 | 不動産業    | 10 | 不動産業 | 10 |
| クラブ・バー | 7  | 金属製品製造  | 5  | 人材派遣 | 5  |
| 機械器具卸  | 6  | 商品、株式取引 | 5  | —    | —  |
| —      | —  | 運送業     | 4  | —    | —  |

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1者としてカウントしている。

(5) 査察事件の一審判決の状況

| 項目<br>年度  | ①<br>判 決<br>件 数 | ②<br>有 罪<br>件 数 | 有 罪 率<br>(②/①) | 実刑判決<br>人 数 | ③<br>1 件あたり<br>犯 則 税 額 | ④<br>1 人あたり<br>懲 役 月 数 | ⑤<br>1 人(社)当<br>たり罰金額 |
|-----------|-----------------|-----------------|----------------|-------------|------------------------|------------------------|-----------------------|
|           | 件<br>内 12       | 件<br>内 12       | %              | 人<br>内 1    | 百万円                    | 月                      | 百万円                   |
| 平成<br>2 7 | 133             | 133             | 100.0          | 2           | 64                     | 15.2                   | 15                    |
| 2 8       | 内 12<br>100     | 内 12<br>100     | 100.0          | 内 9<br>14   | 59                     | 13.9                   | 14                    |
| 2 9       | 内 5<br>143      | 内 5<br>143      | 100.0          | 内 4<br>8    | 62                     | 14.7                   | 15                    |

(注 1) 表中の内書は他の犯罪との併合事件を示している。

(注 2) ③～⑤は他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。